

## 議第 1 号

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年2月県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条から第6条まで」を「第6条から第9条まで」に改め、同条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第9条まで」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 提 案 理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和元年12月24日提出

山形県教育委員会

教育長 菅間 裕晃

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<b>第1条～第6条 一略一</b> (その他の手続等)	<b>第1条～第6条 一略一</b> (その他の手続等)
<b>第7条 教育委員会等に係る手続等のうち、<u>行政手続等</u>における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号) 第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。</b>	<b>第7条 教育委員会等に係る手続等のうち、<u>情報通信技術</u>を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号) 第6条から第9条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。</b>
2 教育委員会等に係る手続等のうち、 <u>行政手続等</u> における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。	2 教育委員会等に係る手続等のうち、 <u>情報通信技術</u> を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第9条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。
<b>第8条 一略一</b>	<b>第8条 一略一</b>

# 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

## ■改正理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係規則の整備を行うもの。

### <法改正の概要>

- ・法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正。
- ・情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定める規定の追加。

## ■改正内容

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、引用している法律名及び条文の改正を行うもの。

## ■施行日

公布の日から施行する。

## 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関して、オンライン（インターネット利用）により行うことができるようにするための共通事項を定めた「山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に基づき、教育委員会に係る手続等をオンラインにより行うことに関して具体的、技術的な方法及び要件を規定している。

### <主な規定内容>

- ① オンラインによる申請者が氏名・名称を明らかにする必要がある（署名、押印等をする必要がある）場合は、電子署名を必要とすること
- ② 申請書の添付書類についても、オンラインによる提出を可能とすること
- ③ 法令、条例等に基づく手続以外の手続についても、オンライン処理を可能とすること



## 議第 2 号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「午後 7 時まで」を「午後 8 時まで」に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号中「月曜日」を「毎月の第 1 月曜日」に、「及び毎月の」を「第 3 月曜日及び第 5 月曜日並びに」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

### 提 案 理 由

山形県立図書館のリニューアルオープンに伴い、開館時間及び開館日の拡大を行うため提案するものである。

令和元年 12 月 24 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

教育機関の組織及び運営に関する規則（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 - 略 - (開館時間)	第1条～第4条 - 略 - (開館時間)
第5条 図書館の開館時間は、午前9時から <u>午後7時</u> までとする。	第5条 図書館の開館時間は、午前9時から <u>午後8時</u> までとする。
2 - 略 - (休館日)	2 - 略 - (休館日)
第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) - 略 - (2) <u>月曜日</u> （その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日に当たるときは、その翌日） <u>及び毎月の第3日曜日</u>	第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) - 略 - (2) <u>毎月の第1月曜日</u> （その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日に当たるときは、その翌日）、 <u>第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日</u>
第7条～第65条 - 略 -	第7条～第65条 - 略 -

# 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

## 1 改正理由

県立図書館について、リニューアルオープンを機に利用者の利便性向上を図るため、県立図書館の開館日及び開館時間を拡大するもの。

※県立図書館は令和2年2月1日にリニューアルオープン予定。

## 2 改正内容

- (1) 開館時間の改正（第5条第1項）
- (2) 休館日の改正（第6条第1項第2号）

項目	改正前	改正後	備考
開館時間	午前9時～ <u>午後7時</u>	午前9時～ <u>午後8時</u>	令和2年5月より 開館時間を延長
休館日	<u>毎週月曜日</u> 第3日曜日 年末年始 特別整理日	<u>第1、第3、第5月曜日</u> 第3日曜日 年末年始 特別整理日	令和2年2月より 第2、第4月曜を 開館

(参考) 山形県生涯学習センター

※県立図書館と同様に、開館日及び開館時間を拡大する予定。

※県議会12月定例会に、山形県生涯学習センタ一条例一部改正（案）を上程済。

項目	改正前	改正後	備考
(指定管理者 が行う基準) 開館時間	午前9時～午後9時 (利用者がいない場合、 <u>午後7時まで</u> )	午前9時～午後9時 (利用者がいない場合、 <u>午後8時まで</u> )	令和2年5月より 利用者がいない場合の 開館時間を延長
(指定管理者 が行う基準) 休館日	<u>毎週月曜日</u> 第3日曜日 年末年始	<u>第1、第3、第5月曜日</u> 第3日曜日 年末年始	令和2年2月より 第2、第4月曜を 開館

## 3 施行日

令和2年2月1日。ただし、開館時間の改正に係る規定は令和2年5月1日。

議第 3 号

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定する。

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 山形県飯豊少年自然の家                       |
| 2 指定する団体    | 山形市鉄砲町二丁目 13 番 18 号<br>株式会社ヤマコー   |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |

提 案 理 由

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者を指定するため提案するものである。

令和元年 12 月 24 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃